

## W T O 農業交渉及び日豪 E P A 交渉に関する特別決議(案)

今年に入り正式に交渉が再開された W T O 農業交渉は、主要国が二国間の非公式協議等の場で歩み寄りを見せており、この動向を踏まえ、先般、ファルコナー農業交渉議長が新文書を提示した。

議長は、7月末にもモダリティをとりまとめるとしており、交渉は再び緊迫した局面を迎えている。

議長文書には、「非貿易的関心事項」への配慮が一切盛り込まれず、「実質的な市場アクセスの改善」に偏重した内容となっている。

さらに、重要品目の数や取り扱い、上限関税については、我々の懸念に応えたものと言えず、議長文書をベースにモダリティを取りまとめることは、断じて受け容れられない。

また、本年4月に開始された豪州との E P A 交渉において、農畜産物の関税が撤廃された場合、本道の基幹作物である小麦、てん菜、乳製品、牛肉、米、軽種馬等の農業生産はもとより、関連産業や地域社会にも壊滅的な打撃を与えることが危惧される。

北海道の豊かな農業生産基盤や地域の産業・コミュニティを後生に継承し、我が国の食料安全保障を確立することは、私たちの責務である。

J A グループ北海道として、道内外の消費者団体・経済団体・行政はじめ関係機関との連携の下、総力を挙げて、W T O 農業交渉・日豪 E P A 交渉の問題を広く国民に発信していくとともに、農畜産物など重要品目の関税撤廃や市場アクセスの大幅な拡大等を認めることのないよう、日本政府に対し、強く求めていく。

以上、決議する。

平成19年6月18日

全道農業協同組合長会議